

参考資料

1 この計画で使われている主な用語

◇「運動」と「スポーツ」の違い

この計画では、軽い体操や散歩、健康のために行う水泳などを含む身体活動を「運動」とし、ルールや決まりに基づいて活動する陸上競技やサッカー、また柔道や剣道などを「スポーツ」として扱っています。しかし、単に「スポーツは…」や「スポーツ推進」あるいは「スポーツ活動」と表現している場合は、原則として「運動」と「スポーツ」の両方を含めた意味で表しています。

◇「体育」とは

一般的には運動やスポーツについての教育(学習)を意味する言葉で、主に学校教育で使われる教育用語です。我が国の場合、明治初期ごろからスポーツが広く行われるようになりましたが、当時から学校教育を中心に「体育」(当時は「体操」)やスポーツが行われてきたことから、現在でも広くスポーツ全般を意味する場合にも「体育」という言葉が多くの場合に使われています。(「体育館」など)

◇「生涯スポーツ」とは

子どもから高齢者まで、生涯にわたって人生の各時期(ライフステージ)に、それぞれの興味・関心や目的に応じて運動やスポーツに親しむことを意味します。生涯スポーツは、競技として、レクリエーションとして、あるいは健康・体力づくりとして、といったように様々な目的や楽しみ方があります。また、「する」だけでなく「みる」(観戦するなど)・「支える」(応援する・運営する・教えるなど)など、様々な関わり方があります。

◇「競技スポーツ」とは

スポーツを行う目的は様々ですが、特に勝利や大会での成績、記録や技能の向上をめざして行うのが典型的な「競技スポーツ」です。競技スポーツを行うことは、勝利や技能の向上によって達成感や満足感を味わうことができ、スポーツが持つ魅力を感じることができます。また、トップアスリートの競技を見ることは、人々にスポーツの醍醐味、洗練された技能のすばらしさなど、夢や感動を与え、スポーツの魅力をも十分に伝えてくれます。

◇「レクリエーション」とは

休養や娯楽、さらに自己実現を図るといった積極的な意味合いを持ち、囲碁や将棋のようなものから「スポーツ」まで、幅広いものとなっています。

◇「総合型地域スポーツクラブ」とは

地域住民が主体的に運営するスポーツクラブの形態で、特徴は次のとおりです。

- ・ 複数の種目が用意されている
- ・ 子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、地域の誰もが年齢、興味・関心、技術・技能レベル等に応じていつまでも活動できる
- ・ 活動の拠点となるスポーツ施設及びクラブハウスがあり、定期的・継続的な活動を行うことができる
- ・ 質の高い指導者のもと、個々のスポーツニーズに応じたスポーツ指導が行われる

2 市民の体力・スポーツに関する調査

令和4年2月実施

1 あなたの健康・体力観についてお尋ねします。

問1. 普段のご自身の健康について、どう思いますか？

1. 大いに健康である
2. どちらかといえば健康である
3. どちらかといえば健康でない
4. 健康でない

問2. 普段のご自身の体力について、どう思いますか？

1. 大いに自信がある
2. どちらかといえば体力に自信がある
3. どちらかといえば体力に不安がある
4. 体力に不安がある

問3. 普段、肉体的な疲労を感じますか？

1. 大いに感じる
2. やや感じる
3. あまり感じない
4. 全く感じない

問4. 普段、精神的な疲労、ストレスを感じますか？

1. 大いに感じる
2. やや感じる
3. あまり感じない
4. 全く感じない

問5. 普段、体力の衰えを感じますか？

1. 大いに感じる
2. やや感じる
3. あまり感じない
4. 全く感じない

問6. 普段、運動不足を感じますか？

1. 大いに感じる
2. やや感じる
3. あまり感じない
4. 全く感じない

問7. ご自身の体型についてどのように感じますか？

1. とても痩せている
2. 痩せている
3. 普通である
4. 少し肥満である
5. とても肥満である

問8. 普段、健康や体力に注意していますか？

1. 注意している
2. 少し（時々）注意している
3. どちらかといえば注意をしていない
4. まったく注意をしていない

問9. 日頃、健康や体力の維持増進のために、心がけていることはありますか。当てはまる番号を3つまで○で囲ってください。

1. 食生活に気を付ける
2. 睡眠や休養をよくとる
3. 運動やスポーツ（体操や散歩を含む）をする

4. 日常生活で、できるだけ身体活動の機会を増やす（車を利用せず、歩くなど）
5. 規則正しい生活をする
6. 酒、たばこを控える
7. その他（）

問10. 健康を目的とした「運動（スポーツ）」や「栄養（食事）」に関する知識はありますか？

1. 「運動」「栄養」の両方とも知識はある
2. 「運動」の知識はあるが、「栄養」はない
3. 「運動」の知識はないが、「栄養」はある
4. 「運動」「栄養」の両方とも知識はない

問11. 現在のあなたの健康への配慮の状況、特に、運動（スポーツ）や栄養（食事）の取組みについて教えてください。

1. 「食事（栄養）」は気を使っていて、「運動（スポーツ）」も実施している
2. 「食事（栄養）」は気を使っていないが、「運動（スポーツ）」は実施している
3. 「食事（栄養）」は気を使っているが、「運動（スポーツ）」は実施していない
4. 「食事（栄養）」は気を使っておらず、「運動（スポーツ）」も実施していない

2 あなたの運動・スポーツの実施状況についてお尋ねします。

問12. 運動・スポーツの実施意図と実施状況について伺います。当てはまる番号を 1つだけ ○で 囲ってください。

1. 今後6ヶ月以内に運動・スポーツを始めるつもりはない
2. 今後6ヶ月以内に運動・スポーツを始めるつもりである
3. 運動・スポーツをする準備をし、ときどきは運動・スポーツを行っており、1ヶ月以内に運動・スポーツを定期的 to 実施するつもりである
4. 運動・スポーツを定期的 to 実施しているが、まだ6ヶ月未満である
5. 運動・スポーツを定期的 to 6ヶ月以上実施している

問13. この1年間で30分以上行った運動やスポーツには何がありますか。それぞれの領域の当てはまる番号を いくつでも ○で 囲ってください。

A. 軽スポーツ

1. 実施していない
2. 軽い球技（キャッチボール、バドミントン、テニスなど）
3. 体操（縄跳びを含む）
4. エアロビックダンス（エアロビクス体操）
5. ウォーキング（散歩などを含む）
6. フォークダンス（社交ダンス、民謡を含む）

	事業名	知っている		知らない
		参加経験あり	参加経験なし	
2	市民走れ走れ大会			
3	大山登山マラソン大会			
4	クルリン健康ポイント			
5	伊勢原市総合体育大会			
6	伊勢原市選手権大会			
7	すこやか少年少女スポーツフェスティバル			
8	ボッチャ体験教室			
9	親子タグラグビー教室			
10	ビームライフル体験教室			
11	障がい者スポーツ教室（フライングディスク教室）			
12	東海大学健康クラブ（総合型地域スポーツクラブ）			
13	伊勢原・ふれすぽ（総合型地域スポーツクラブ）			
14	いせはら CITY ウォーク			
15	ウォーキングガイド（2015年公開）			

◆自由意見欄（コロナ禍におけるスポーツや運動に対する意識の変化などご自由にお書きください。）

⑥ プロフィール（それぞれ当てはまる箇所を○で囲ってください。）

性別	1. 男性 2. 女性	年齢	20・30・40・50・60・70 歳代
仕事	1. 農林漁業 2. 自由業・商工自営業 3. 会社員 4. 公務員 5. パート・アルバイト等 6. 専業主婦 7. 学生 8. 無職 9. その他（ ）		
休日	1. 完全週休2日制 2. その他週休2日制（隔週・月1回など） 3. 週休1日制 4. 週休制ではないが休日はある 5. 休日はない 6. その他（ ）		
居住地域	1. 伊勢原北地区 2. 伊勢原南地区 3. 大山地区 4. 高部屋地区 5. 比々多地区 6. 成瀬地区 7. 大田地区		

これで調査は終了です。ご協力いただき、ありがとうございました。



伊勢原市公託
イメージキャラクター
クルリン

3 伊勢原市市民生涯スポーツ推進計画策定経過

- 令和2年8月28日 令和2年度第1回伊勢原市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)において、令和5年度の計画改定に向けた基礎資料とする本調査の調査項目について審議したが、現段階ではコロナ禍により必要な調査結果が得られるか疑問があるため、令和2年度での調査実施は延期することとした。
- 令和3年12月9日 令和3年度第1回審議会において、本調査の調査項目及び実施について審議し、令和4年2月に実施することで了承された。
- 令和4年2月 本調査を実施。令和4年2月1日付で調査票の発送、2月28日回答期限。
- 令和4年8月24日 令和4年度第1回審議会において、本調査の結果報告及び本計画の改定素案について審議し意見を聴取した。
- 令和4年11月17日 令和4年度第2回審議会において、本計画の改定案について審議し意見を聴取した。
- 令和4年11月22日 令和4年度教育委員会議において、本計画の改定案について意見を聴取した。
- 令和4年12月～1月 パブリックコメントの実施。
意見募集期間 令和4年12月21日から令和5年1月20日
提出意見数 5件
- 令和5年2月2日 令和4年度第3回審議会において、パブリックコメントの結果と対応方針について報告及び本計画の成案について審議し承認を得た。
- 令和5年2月28日 令和4年度教育委員会議において、パブリックコメントの結果と対応方針について報告した。
- 令和5年3月10日 令和4年度社会教育委員会議において、本計画の策定について報告した。
- 令和5年3月23日 本計画の策定について市議会へ報告。

4 計画策定に係わったスポーツ推進審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

区分	所属	氏名	任期
専門研究機関	東海大学体育学部(教授)	野坂 俊弥	令和2年8月から
	東海大学医学部(教授)	沓澤 智子	平成28年8月から
	伊勢原市医師会	秋澤 孝則	令和4年7月まで
		野地 暁	令和4年8月から
体力づくり振興会	地区・学区体力づくり振興会	大川 要	令和元年5月から
スポーツ関係団体	スポーツ協会	田中 昇	令和4年7月まで
		久保菌 晃一	令和4年8月から
	レクリエーション協会	多和田 政治	令和4年7月まで
	スポーツ推進委員協議会	平田 順子	平成30年8月から
	スポーツ少年団	山口 鉄男	平成30年8月から
学校	伊勢原市小学校校長会	中里 圭司	令和4年7月まで
		須山 泰	令和4年8月から
	伊勢原市中学校校長会	鈴木 宗武	令和4年7月まで
		西野 厚志	令和4年8月から
公募委員	市民	荒巻 祐人	令和4年8月から
		渡辺 忠之	令和4年8月から

5 スポーツ推進審議会

○伊勢原市スポーツ推進審議会設置条例【抜粋】

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、伊勢原市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について調査審議する。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) 法第35条に規定する諮問等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(委員)

第3条 審議会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

3 委員は、非常勤特別職職員とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときは、補欠委員を委嘱する。

3 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、規則で定める。

6 スポーツ基本法【抜粋】

スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 スポーツ基本計画等(第九条・第十条)

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等(第十一条—第二十条)

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備(第二十一条—第二十四条)

第三節 競技水準の向上等(第二十五条—第二十九条)

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備(第三十条—第三十二条)

第五章 国の補助等(第三十三条—第三十五条)

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程

度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。以下同じ。)が国際競技大会(オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。)又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画(以下「スポーツ基本計画」という。)を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

